

第 1 編 総 論

第 1 章 町の責務、計画の目的、構成等

音更町（町長及びその他の執行機関をいう。以下「町」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、次のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の目的、構成等について定める。

1 町の責務

町は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び北海道の国民の保護に関する計画（以下「道国民保護計画」という。）を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、町の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務を有する。

2 町国民保護計画の目的等

（1）町国民保護計画の目的

国民保護法第 35 条の規定に基づき町が作成する町国民保護計画は、町の国民保護措置の実施体制、町が実施する避難や救援などの措置に関する事項、平素からの備えに関する事項等を定めることにより武力攻撃事態等において町の区域における国民保護措置を的確かつ円滑に実施できるようにするとともに、町の区域における国民保護措置の総合的な推進を図り、もって、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃による被害を最小にすることを目的とする。

（2）町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、町の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

3 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、次の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

4 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、道国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、音更町国民保護協議会（以下「町国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様に、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、北海道知事（以下「知事」という。）に協議し、町議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたり、特に留意すべき事項について、次のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、道（知事その他の執行機関をいう。以下同じ。）、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、北十勝消防事務組合（以下「消防事務組合」という。）と連携し、消防団の充実・活性化、住民組織等及びボランティア団体等への支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施にあたっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、

指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

※【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 用語の定義

町国民保護計画における主な用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
事態認定	武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は緊急対処事態であることを政府が認定することをいう。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったとき、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）に基づき政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針をいう。
対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が事態対処法の規定に基づいて実施する措置をいい、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民保護措置などがある。
国民保護措置	国民保護法における「国民の保護のための措置」をいい、具体的には、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置をいう。 （例：住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等）
国の対策本部	事態対処法に基づき対処基本方針を定められたときに、内閣に設置する武力攻撃事態等対策本部をいう。

用語	定義
国の対策本部長	事態対処法に基づく国の対策本部の長をいい、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。
基本指針	国民保護法における「国民の保護に関する基本指針」をいい、政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のことをいう。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となる。
国民保護計画	指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本指針に基づき定める「国民の保護に関する計画」をいう。
国民保護協議会	都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会をいう。
地方公共団体	普通地方公共団体である都道府県及び市町村と特別地方公共団体である特別区、地方公共団体の組合などをいう。
指定行政機関	事態対処法及び武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定める中央行政機関をいう。
指定地方行政機関	事態対処法及び事態対処法施行令で定める指定行政機関の道内地方支分局等をいう。
指定公共機関	事態対処法及び事態対処法施行令で定める公共的機関（日本銀行、日本赤十字社など）又は電気、ガス、輸送、通信などの公益的事業を営む法人をいう。
指定地方公共機関	道の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人等で、国民保護法の定めにより、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して定める「国民の保護に関する業務計画」をいう。
道対策本部	国民保護法に基づき、道が設置する都道府県国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し該当する都道府県を指定する。
道対策本部長	道対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、知事をもって充てる。
町対策本部	国民保護法に基づき、町が設置する市町村国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し該当する市町村を指定する。

用 語	定 義
町対策本部長	町対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、町長をもって充てる。
住民組織等	町内会等の地縁組織及び町の区域を主な活動区域とする福祉関係団体、農林業関係団体、商工業関係団体等の組織をいう。
NBC攻撃	核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）又は化学兵器（Chemical weapons）による攻撃をいう。
ダーティーボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾をいう。
生活関連等施設	国民生活に関連を有する施設で、発電所、浄水施設などその安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、又は、危険物質等を貯蔵しているなどその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設をいう。

第4章 関係機関の事務又は業務の大綱等

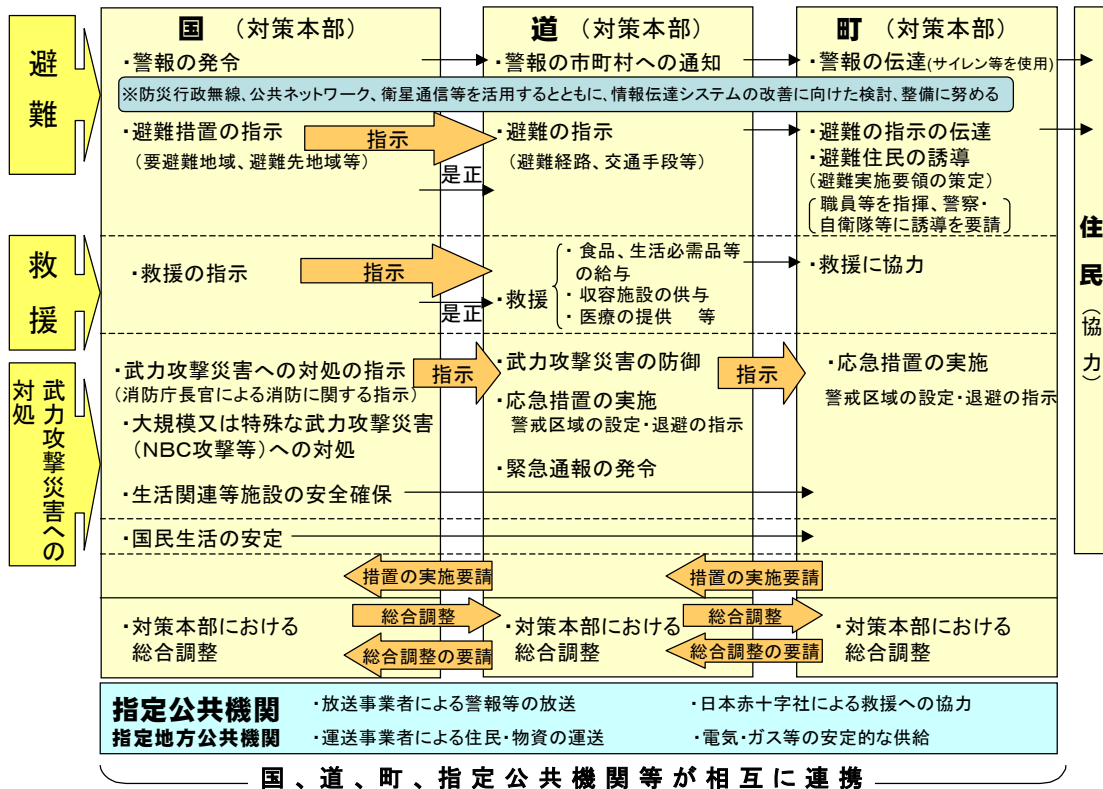
町は、国民保護措置の実施にあたり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法におけるその役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握する。

町及び消防事務組合は、おおむね次に掲げる事務又は業務を処理する。

また、道及び指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関については、国民保護措置の実施に関して、おむね次に掲げる事務又は業務を処理することとされている。

1 国民保護措置の全体の仕組み

国民の保護に関する措置の仕組み



2 関係機関の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
1 町	① 町国民保護計画の作成 ② 町国民保護協議会の設置、運営 ③ 町対策本部の設置、運営 ④ 組織の整備、訓練 ⑤ 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 ⑥ 救援の実施、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 ⑦ 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 ⑧ 水の安定的な供給、生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他の国民生活の安定に関する措置の実施 ⑨ 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄 ⑩ 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

機関の名称	事務又は業務の大綱
2 消防事務組合	① 組織の整備、訓練 ② 警報の伝達、住民の避難誘導その他住民の避難に関する措置の実施 ③ 消火、要救助者の救助、救急搬送その他武力攻撃災害に係る消防活動の実施 ④ 生活関連等施設の安全確保に関する措置の実施 ⑤ 消防応援体制の整備

機関の名称	事務又は業務の大綱
<p>3 道 (道警察を含む。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 道国民保護計画の作成 ② 北海道国民保護協議会の設置、運営 ③ 北海道国民保護対策本部及び北海道緊急対処事態対策本部の設置、運営 ④ 組織の整備、訓練 ⑤ 警報の通知 ⑥ 住民等に対する避難の指示又は解除、避難住民等の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 ⑦ 救援の実施、救援物資の売渡し要請等救援物資の確保に関する措置、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 ⑧ 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、武力攻撃原子力災害への対処、生活関連等施設の安全確保、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 ⑨ 生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他国民生活の安定に関する措置の実施 ⑩ 交通規制の実施 ⑪ 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄 ⑫ 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

機関の名称	事務又は業務の大綱
4 指定地方行政機関 (共通事項)	① 組織の整備、訓練、啓発 ② 生活関連施設等の安全の確保に関する措置の実施 ③ 被災情報の収集及び報告 ④ 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
(1) 北海道開発局	① 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 ② 港湾施設の使用に関する連絡調整 ③ 港湾施設の応急復旧 ④ 農業関連施設の応急復旧
(2) 北海道財務局	① 地方公共団体に対する災害融資 ② 金融機関に対する緊急措置の要請 ③ 普通財産の無償貸付 ④ 被災公共土木施設等の復旧事業費の査定の立会い
(3) 北海道農政事務所	① 武力攻撃災害対策用食糧及び備蓄物資の確保
(4) 北海道運輸局	① 運送事業者への連絡調整 ② 運送施設及び車両の安全保安
(5) 札幌管区気象台	① 気象状況の把握及び情報の提供

※町の国民保護措置に関連する主な機関について掲載

機関の名称	事務又は業務の大綱
5 指定公共機関及び 指定地方公共機関 (共通事項)	① 国民保護業務計画の作成 ② 組織の整備、訓練 ③ 被災情報の収集及び報告 ④ 管理施設の応急復旧に関する措置の実施 ⑤ 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 ⑥ 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄
(1)放送事業者	① 警報、避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容及び緊急通報の内容の放送
(2)運送事業者	① 避難住民及び緊急物資の運送 ② 旅客及び貨物の運送の確保
(3)電気通信事業者	① 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 ② 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
(4)電気事業者	① 電気の安定的な供給
(5)ガス事業者	① ガスの安定的な供給
(6)郵便事業を営む者	① 郵便の確保
(7)医療機関	① 医療の確保
(8)公共的施設の管理者	① 道路及び管理施設の適切な管理
(9)日本赤十字社	① 救援への協力 ② 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
(10)日本銀行	① 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整 ② 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を通じた信用秩序の維持

第5章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴について確認することとし、次のとおり、国民保護措置の実施にあたり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴について考察する。

1 地理的特徴

(1) 地形

本町は、北海道の東部で、十勝平野の中央部、北緯42度、東経143度に位置し、南は十勝川を境に帯広市、東は池田町、南東に幕別町、北に士幌町、西に芽室町、北西に鹿追町の1市5町に接している。

町域は南北22.9キロメートル、東西23.2キロメートルにわたり、面積は466.09平方キロメートルである。

標高は、最も高い地点が町の北西端で標高305メートル、最も低い地点が南東端で、町の東側に位置するオサルシナイ丘陵を除いておおむね平坦である。

また、町内には大小数多くの河川があり、主な河川については、東から音更川、士幌川、然別川が北から南へ貫流し、それぞれ南端で道内2番目の流域面積を持つ1級河川の十勝川に注いでいる。

(2) 気候

本町は、夏季には、30度を超える真夏日がある一方で冬季にはマイナス20度を下回るなど、寒暖の差が大きく四季の変化に富んだ内陸性気候である。特に冬季は、日高山脈など山地からの下降気流により放射冷却現象が起こり、1月、2月を中心に大きく気温が下がる。また、昼夜の寒暖差が大きく、1年を通して日照時間が多いことも特徴である。

年間平均気温は5.9度であり、月別平均最高気温は24.8度、月別平均最低気温はマイナス16.1度となっている。

年間降水量は840ミリメートルで、雨量は8月、9月が比較的多くなっているが、道内においては比較的雨量の少ない地域である。また、本町の初雪は11月下旬頃で、積雪の終わりは4月上旬から下旬である。年間降雪量の合計は201センチメートル

(観測地点：帯広市)となっており、道内においては比較的降雪の少ない地域であるが、太平洋の湿った空気による低気圧の影響を受け、突発的な大雪となることもある。

(資料：気象庁HP)

2 社会的特徴

(1) 人口及び世帯

本町は、隣接する帯広市を中心に、幕別町、芽室町の1市3町で帯広圏都市計画区域を構成しており、一体の生活圏の中で人口増加が進んでいる。また、現在まで宅地造成を進めてきた結果、人口及び世帯数は、45,600人、19,169世帯となっており、道内の町では最大である。

本町の人口は、帯広市に隣接した町南部の木野地区及び町中央部の音更地区の市街地に集中しており、全体の約85パーセントを占めている。(資料：平成22年版音更町統計書)

年齢65歳以上の高齢化率は、全体で22.8パーセントとなっている。

また、夜間人口に対する昼間人口の割合は、約86パーセントとなっており、隣接する帯広市への通勤者が多いことも特徴的である。(資料：平成17年国勢調査)

(2) 道路の位置等

本町の道路の総延長は、1,237キロメートルであり、国道241号、道道帯広新得線、道道帯広浦幌線、さらには自動車専用道路として北海道横断自動車道の一部区間である道東自動車道が主要な道路となっている。(資料：平成22年版音更町統計書)

国道241号は、音更地区、木野地区の中央を南北に縦貫し、北は士幌町、南は国内最大級のPC斜張橋である十勝大橋を結んで帯広市につながっている。また、音更帯広ICから帯広市への迂回道路(帯広北バイパス)としても重要な役割を果たしている。

道道帯広浦幌線及び道道帯広新得線は、木野地区からそれぞれ東西にのびており、東は十勝を代表する観光地である十勝川温泉地区を経由して幕別町及び池田町に、西は芽室町につながっている。

道東自動車道は、本町を東西に横断し、北海道の拠点都市である札幌市及び釧路市と十勝を結ぶ輸送・流通の主要幹線道路として整備されている。本町においては、音更帯広ICが立地している。

(3) 鉄道、空港の位置等

鉄道は、本町は経由していないが、隣接する帯広市にJR根室本線が東西にのびており、本町から南へ約8kmの位置の帯広市市街地中心部に帯広駅が立地し、輸送・流通の拠点となっている。

空港については、本町から南へ約30キロメートルの位置(帯広市)に2,500メートルの滑走路を有すとかち帯広空港が立地している。年間56万人を超える利用があり、十勝の空の玄関としてその役割を担っている。(資料：平成21年度帯広空港ターミナルビル(株)事業報告)

(4) 多数の者が利用する施設等

世界でも有数のモール温泉を有し、北海道遺産にも指定されている十勝川温泉は、

本町の南東部に位置する十勝の代表的な観光地である。十勝川温泉地区には大型宿泊施設が立地しており、年間入込客約128万人、うち日帰り客約84万人、宿泊客約49万人となっている。（資料：平成22年版音更町統計書）

また、木野地区の国道241号沿道には、広大な駐車場を完備した大型ショッピングセンターが建ち並び、町外からも多くの人々が集まる一大商業地域となっている。

（5）自衛隊施設

自衛隊施設は、本町から南へ約13キロメートルの位置（帯広市）に陸上自衛隊帯広駐屯地が所在し、第5旅団司令部及び本町を管轄区域とする第5特科隊その他の部隊が配置されている。

また、本町から北西へ約30キロメートルの位置（鹿追町）には陸上自衛隊鹿追駐屯地が所在し、第5戦車隊が配置されている。

第6章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、次のとおり基本指針及び道国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

武力攻撃事態として、次の4類型を対象として想定する。

(1) 着上陸侵攻

① 特徴

ア 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。

イ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。

ウ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には、特に目標となりやすいと考えられる。

エ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

② 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

① 特徴

ア 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダムなどに対する注意が必要である。

イ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。また、ダーティーボムが使用される場合がある。

② 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、町、道、道

警察及び自衛隊等が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、町長の退避の指示又は警戒区域の設定など、時宜に応じた措置を行うことが必要である。

(3) 弾道ミサイル攻撃

① 特徴

ア 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

イ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

② 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

① 特徴

ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また、攻撃目標を特定することが困難である。

イ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

ウ なお、航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

エ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

② 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2 緊急対処事態

緊急対処事態として、次の事態例を対象として想定する。

(1) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

(ア) 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

(イ) ダムの破壊

イ 被害の概要

(ア) 可燃性ガス貯蔵施設等が攻撃を受けた場合の主な被害

爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。

(イ) ダムが破壊された場合の主な被害

ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

② 多数の人が集合する施設等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

大規模集客施設等の爆破

イ 被害の概要

大規模集客施設等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害が多大なものとなる。

(2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ア 事態例

(ア) ダーティーボム等の爆発による放射能の拡散

(イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布

(ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

(エ) 水源地に対する毒素等の混入

イ 被害の概要

(ア) 放射性物質等

ダーティーボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。ダーティーボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。

小型核爆弾による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線による熱傷、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による放射線障害等である。

(イ) 生物剤（毒素を含む。）による攻撃

生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

毒素の特徴については、化学剤の特徴と類似している。

(ウ) 化学剤による攻撃

一般に化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

ア 事態例

(ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

(イ) 弾道ミサイル等の飛来

イ 被害の概要

(ア) 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

(イ) 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

(ウ) 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。